

沖縄県ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり支援事業業務 業務委託契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり支援事業業務の委託について、下記の条項のとおり委託契約を締結する。

別記として定める「個人情報取扱特記事項」は、本契約の一部を構成する。

（委託事業）

第1条 甲は、別添の仕様書に基づき実施する本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2 前項に明記されていないものがあるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（委託期間）

第2条 本業務委託の期間は、契約締結の日から令和9年2月28日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、本業務委託に要する経費として、_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額_____円）を乙に支払うものとする。
2 前項の取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 沖縄県財務規則第101条第1項により100分の10以上とする。ただし、同条第2項に該当する場合は免除することができる。

（業務の調査等）

第5条 甲は、本業務の実施状況を把握する必要があると認められるときは、本業務の処理状況について調査し、乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は乙に対して必要な指示をすることができる。

（契約内容の変更）

第6条 甲は、必要があるときは本業務の内容を変更し、又は本業務を一時中止させることができる。この場合において、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（業務完了報告及び検査）

第7条 乙は本業務が完了したときには、甲による本業務の完了確認がなされた日の翌日から30日以内もしくは令和9年2月28日のうち早い期日までに業務完了報告書を甲に提出するものとする。
2 甲は乙から業務完了報告書の提出を受けたときは、速やかに完了の確認のための検査を行わなければならない。

- 3 乙は前項の検査の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の検査を受けなければならない。この場合における甲の検査については、前項の規定を準用する。

(委託料の額の確定)

- 第8条 甲は、前条の規定による検査の結果、報告のあった業務がこの契約の内容に適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対し通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、本業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれかの低い額とする。

(委託料の支払い)

- 第9条 乙は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書を甲に提出するものとし、甲は当該請求を受けた日から起算して30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

(帳簿等の整理)

- 第10条 乙は、本業務に関する収入支出を明らかにした帳簿及び領収書その他収入支出に係る全ての証憑書類を整備し、業務を実施した年度の翌年から起算して5年間保存するものとする。

(損害の負担)

- 第11条 準備・撤去作業を含む本業務の処理に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担とするものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

(契約不適合責任)

- 第12条 甲は、この契約の履行の結果及び成果物に関して、当該業務に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、不適合を知ったときから1年以内に対してその旨を通知するものとする。
- 2 乙は、前項の通知があった場合、甲の指示に従い、契約不適合部分の修補に応じ、又は修補に代え損害を賠償し、あるいは修補とともに損害を賠償するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指示を不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りではない。

(契約の解除)

- 第13条 甲は、乙が本契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体であ

る場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者であるとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者であるとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者であるとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき

3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(延滞金等)

第14条 乙が、この契約に基づく遅延利息若しくは賠償金を甲が指定した期間内に支払わないときは、甲は当該金額に対し年3.0%の割合で計算した延滞金を徴収する。

2 遅延利息若しくは乙に対する支払金額の中から、その金額を控除し、なお不足額が生ずるときは、さらに追徴する。

(不可抗力等による事業の中止等)

第15条 甲は、天変地異、感染症の蔓延、当事者の責めに帰すべからざる事由(以下「不可抗力」という。)により、乙が受託した本業務を遂行することが困難であると認めるとき、乙に対して契約の解除、または、受託した本業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

2 乙は、不可抗力により、本業務の遂行が困難となったときは、速やかに委託事業の中止を甲に申し出て、甲と協議のうえ、契約を解除することができる。

3 甲は、不可抗力により、本業務の内容を変更する必要がある場合、甲乙協議のうえ、仕様書に記載された本業務の内容を変更し、契約を変更することができる。

4 第1項及び第2項に基づく契約を解除した場合、甲乙協議のうえ、甲は直ちに委託料の精算を行い、既に支払った委託料がある場合は、その全部もしくは一部の返還を乙に請求することができる。

5 第1項及び第2項に基づく契約の解除または事業の全部もしくは一部の停止に伴う損害金及び免責等について、甲乙別途協議のうえ定めるものとする。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、甲より委託された本業務の実施にあたり知り得た情報は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報を機密として管理するものとし、法令に定める場合又は甲の書面による事前の承諾がある場合を除き個人情報を第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

2 乙は、本業務における個人情報の保護管理責任者を定め、乙及び乙の役員及び職員が個人情報を機密として保持し、第三者に開示、提供及び漏洩することができないよう、万全の管理

体制、措置を講ずるとともに、甲が指示する管理事項を遵守しなければならない。

- 3 乙は前2項の義務を役員及び職員に周知徹底し、役員及び職員が退職後を含めてこれを遵守することを保証する。
- 4 甲は、乙に対し、いつでも秘密保持にかかわる管理状況を監査する権限を有する。甲が乙に対して機密保持にかかる監査を実施する場合、乙は甲に協力しなければならない。
- 5 乙は、甲より個人情報の返却、破棄及び消去の請求を受けたとき、その他の理由により個人情報が不要になったときは、これらを速やかに甲に返却し、または甲の指示に従って破棄及び消去するものとする。
- 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(再委託等の取扱い)

第17条 乙は、本業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が認める軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 3 甲は、乙に対し、本業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第18条 乙は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者であること。
 - (3) 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者であること。
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者であること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者であること。
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であること。
- 2 乙は、この契約に関して、暴力団、暴力団員から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、直ちに不当介入の事実を甲に報告し、警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(下請負契約等に関する契約解除)

第19条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（第18条第1項の各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させ

るようにならなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は客観的に合理的な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項、又は、この契約に定めている事項について疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用

してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第 10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第 2 に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合に

は、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

第13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

第14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

第15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

第16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

（注）1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除する。